

令和2年度 第3回
さいたま市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会

次 第

日時：令和3年3月15日（月）

15時30分～17時00分（予定）

於：WEB会議（浦和区保健センター5階大会議室）

1 開 会

2 報 告

- （1）さいたま市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対する意見募集結果について
- （2）さいたま市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（成案）について

3 議 事

- （1）令和3年度高齢者福祉施策の主要事業について

4 その他

5 閉 会

< 資料一覧 >

- ・ 次第
- ・ 委員名簿

- ・ 資料 1 さいたま市第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業
 計画（素案）に対する意見募集結果について
- ・ 資料 2 令和 2 年度第 2 回さいたま市社会福祉審議会高齢者福
 祉専門分科会（書面会議）での御意見及び対応
- ・ 資料 3 さいたま市第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業
 計画（成案）について
- ・ 資料 4 さいたまいきいき長寿応援プラン 2023（さいたま市第 8
 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策
 推進計画・成年後見利用促進計画）
- ・ 資料 5 令和 3 年度高齢者福祉施策の主要事業

- ・ 参考資料 さいたま市社会福祉審議会条例<抜粋>

- ・ 非公表資料 令和 2 年度第 4 回さいたま市社会福祉審議会高齢者福
 祉専門分科会計画検討会（WEB 会議）での御意見及び
 対応

さいたま市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
委員名簿

(令和3年3月15日現在)

No.	役職	氏名	団体名	計画検討会	備考
1	会長	梶川 義人	日本虐待防止研究・研修センター	○	
2	職務代理者	小松 丈祐	さいたま市老人福祉施設協議会	○	
3		大麻 みゆき	特定非営利活動法人ケア・ハンズ	○	
4		大熊 克信	埼玉県地域リハ・ケアサポートセンター／ さいたま市民医療センター	○	臨時委員
5		金子 裕子	市民公募委員		
6		川越 雅弘	埼玉県立大学 大学院 保健医療福祉学研究科 研究開発センター	○	臨時委員
7		岸田 誠	さいたま市薬剤師会		
8		岸田 正寿	埼玉県福祉部高齢者福祉課		
9		坂田 俊夫	さいたま市歯科医師会		
10		澤岡 詩野	公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団	○	臨時委員
11		篠崎 智子	市民公募委員		
12		関根 すみ子	日本赤十字奉仕団さいたま市地区本部委員会		
13		関根 隆俊	さいたま市老人クラブ連合会		
14		田中 孝之	さいたま市自治会連合会		
15		花俣 ふみ代	認知症の人と家族の会埼玉県支部	○	臨時委員
16		松尾 浩子	さいたま市介護支援専門員協会	○	
17		宮嶋 順也	市民公募委員		
18		若杉 直俊	さいたま市4医師会連絡協議会		

(全18名、敬称略)

「さいたま市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」に対する意見募集結果

資料 1

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	さいたま市の認定者数と認定率の動向（第1号被保険者（65歳以上））について、令和17年度、令和22年度の認定率見込みが下がっている理由を記載してほしい。	10ページ/ ③要支援・要介護認定者数と認定率	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。 「認定者数は増加し続けますが、令和17（2035）年度以降、団塊の世代が徐々に減少する一方、団塊ジュニア世代が比較的認定率の低い傾向のある前期高齢者となることで、認定率は減少する見込みです。」の一文を挿入します。	素案を修正します。
2	「自然推計」ではなく「自然体推計」に修正すべき。他の図表の注釈は「です・ます」なので統一を図るべき。	11ページ/ ③要支援・要介護認定者数と認定率	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。	素案を修正します。
3	調査時期は「〇〇日から〇〇日まで」と修正すべき。	22ページ/ (3) 高齢者へのアンケート調査の結果	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。	素案を修正します。
4	介護保険利用者本人（と家族）の経済的な不安を低減する取組があると良い。	23ページ/ (3) 高齢者へのアンケート調査の結果	1	御指摘については、今後の行政運営に生かせるよう努めてまいります。	素案のとおりとします。
5	「傾向がある」は「傾向があります」に修正すべき。	25ページ/ (4) 健康とくらしの調査（JAGES）2019の結果	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。	素案を修正します。
6	「患っている者が多い」を「です・ます」に修正すべき。	26ページ/ (4) 健康とくらしの調査（JAGES）2019の結果	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。	素案を修正します。
7	グラフをパーセント表示に修正すべき。	26ページ/ (4) 健康とくらしの調査（JAGES）2019の結果	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。	素案を修正します。
8	「65歳以上高齢者」とあるが「65歳以上」の表記は不要である。	39ページ/ (3) 認知症施策推進大綱の取りまとめと認知症基本法制定に向けた動き	1	高齢者全体の中での認知症高齢者の割合をわかりやすく示すために「65歳以上」の表記とされていることから、素案のとおりとします。	素案のとおりとします。
9	この文脈の「共生社会」は「地域共生社会」とは別のものか。	41ページ/ (4) 成年後見利用促進法の制定と成年後見制度利用促進基本計画の策定	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。	素案を修正します。
10	①災害に対する備えの充実、②新型コロナウイルス感染症等に対する備えの充実として、介護事業所等と連携したり、備えを確認するのは市（介護保険課）か？主語を明記すべき。	42ページ/ (6) 災害や感染症に対する備えの充実	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。	素案を修正します。
11	「感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等が必要です」と修正してはどうか。	42ページ/ (6) 災害や感染症に対する備えの充実	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。	素案を修正します。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
12	「Output」「Outcome」「Issue」はこの箇所 でしか記載がないので、これらの英単語は不 要ではないか。	44ページ/ 4 第7期計画の振り返り と第8期計画策定に向 けての課題	1	御指摘を踏まえて、素案を修正しま す。	素案を修正しま す。
13	「生き生きと長生きして暮らせる」は、「生 き生きと長生きできる」、「生き生きと長生 く暮らせる」ではないか。	55ページ/ (1) 基本方針	1	御指摘の部分の表現につきまして は、年齢を重ねることにとどまら ず、地域包括ケアシステムの趣旨を 踏まえ、市民一人ひとりが能動的に 「暮らせる」ことを目指す表現とし て、さいたま市総合振興計画基本計 画（第6章第1節）でも採用してい る表現です。本計画は総合振興計画 の分野別計画に位置付けられている ことから、素案のとおりとします。	素案のとおりと します。
14	「世代や分野を超えつながり」ではなく、 「超えてつながり」ではないか。	55ページ/ (1) 基本方針	1	御指摘を踏まえて、素案を修正しま す。	素案を修正しま す。
15	日常生活圏域ごとに設置される、地域包括支 援センターの立地について、相談窓口に向 くための交通アクセスが悪い地域があるが、 見直しはしないのか。	66ページ/ (5) 日常生活圏域の設 定	1	地域包括支援センターの立地につ きましては、地域包括支援センターの ケアマネジメントを受けている利用 者への影響のほか、各圏域の高齢者 人口の推移や各地域支援会議での議 論、これまで関係を築き上げた地域 の関係団体との関係性など、様々な 要素を総合的に判断する必要があります。 ご指摘の地域については、以 上の点を総合的に判断し、素案のと おりとします。	素案のとおりと します。
16	保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者 努力支援交付金を活用した事業が不明確であ る。 この交付金は、新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・ 見守り等の取組の財源として活用可能である ことから、この交付金を活用することで第8 期介護保険料の低減が図れる。	70ページ/ ②介護予防・重度化防止 の推進	1	保険者機能強化推進交付金及び介護 保険保険者努力支援交付金について は、介護保険事業特別会計に充当し て、市が行う高齢者の自立支援、重 度化防止等の取組を支援するための 交付金です。個別の活用事業計画に は記載していませんが、要綱にもと づき適切に活用しています。また第 8期保険料を設定する際にはこの交 付金の交付見込額を考慮して設定し ています。	素案のとおりと します。
17	コミュニティバスを土曜日にも運行してほしい。	82ページ/ ①地域の支え合いによる 生活支援の体制整備	1	試験運行の結果、土曜日の運行は平 日と比べて利用者が少なく、市の赤 字補填額がさらに増えることが懸念 されるため、運行は難しい状況で す。 御指摘については、事業を推進す 際の参考とさせていただきます。	素案のとおりと します。
18	24時間訪問介護サービス事業所の増設とサー ビス費の負担軽減の記載が必要である。	83ページ/ ③ひとり暮らし高齢者へ の支援	1	定期巡回・随時訪問介護看護事業所 については、第8期計画においても 整備する予定であり、計画素案にも 記載されています。また、在宅サー ビス費の負担軽減については、低所 得者について行っており、計画素案 にも記載しています。	素案のとおりと します。
19	【公衆浴場利用券】前後のバランスを考 えると「年間64枚まで」という具体の 説明は不要ではないか。	83ページ/ ③ひとり暮らし高齢者へ の支援	1	御指摘を踏まえて、素案を修正しま す。	素案を修正しま す。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
20	<p>「(2)家族介護者の周知及び支援体制の充実」事業について、取組を進めることは賛成だが、具体的な取組内容を示してほしい。支援環境の整備のためには、以下①から⑥が必要である。</p> <p>①ケアラーの実態調査 ②業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性のある人、機関に対する研修（福祉丸ごと相談センター職員を含む） ③ケアラーにとって分かりやすい相談支援体制の整備（相談支援窓口の設置、ケアラー支援員の配置、複合的な課題に対応するための連携の仕組み、コーディネーターの配置） ④これらを進めるための部局横断的な担当部署の設置 ⑤周知のための広報・啓発 ⑥ケアラー支援のための会議の設置</p>	85ページ/ ⑥介護者（ケアラー）への支援	1	御指摘を踏まえて、素案を一部修正します。	素案を修正します。
21	「(2)家族介護者の周知及び支援体制の充実」事業について、ヤングケアラー支援も明記すべき。	85ページ/ ⑥介護者（ケアラー）への支援	1	御指摘については、今後の行政運営に生かせるよう努めてまいります。	素案のとおりとします。
22	<p>「⑥介護者（ケアラー）への支援」について、脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった65歳未満の介護保険サービスが優先される方のケアラーや、65歳以上の高次脳機能障害の方のケアラーも対象となる場を確保していくことを記すべき。</p> <p>また、「家族介護者の周知及び支援体制の充実」をしていく際、このような高次脳機能障害の方の介護者（ケアラー）も対象に含めて施策を展開していくことを計画に記すべき。</p>	85ページ/ ⑥介護者（ケアラー）への支援	1	<p>介護者が援助を行う対象は、高齢、身体又は精神の障害、疾病等の様々な理由により援助を必要とする方々であり、援助を行っている介護者自身の状況についても、年齢、性別、世帯状況等は様々です。</p> <p>そのため、援助が必要となった要因や対象を個別具体的に記載する予定はありません。</p> <p>御指摘については、今後の行政運営に生かせるよう努めてまいります。</p>	素案のとおりとします。
23	【敬老祝金】前後のバランスを考えると「1万円の」という具体の説明は不要ではないか。	87ページ/ ①長寿の慶祝	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。	素案を修正します。
24	【敬老マッサージ補助券】前後のバランスを考えると「年間3枚」という具体の説明は不要ではないか。	87ページ/ ①長寿の慶祝	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。	素案を修正します。
25	「長寿者への訪問」事業、「敬老会等の開催支援」事業は、老人の日よりも、敬老の日の事業ではないか。	87ページ/ ①長寿の慶祝	1	<p>御指摘を踏まえて、以下のとおり素案を修正します。</p> <p>〔敬老会等の開催支援〕 当該年の12月31日までに満75歳以上となる高齢者を対象として、敬老の日を中心に地域において敬老会等事業を開催する地区社会福祉協議会等に補助金を交付し、地域の長寿慶祝活動を支援します。 （補助金交付要綱で敬老の日と明記してあるため。）</p> <p>〔長寿者への訪問〕 修正なし。（実施要領で老人の日の前後に訪問と明記してあるため。）</p>	素案を修正します。
26	<p>以下の事業（助成制度）を加えていただきたい。</p> <p>(4)住宅の断熱性能を高めるための断熱改修に対する支援（住宅政策課） ・暖かいリビングから寒い脱衣室、浴室、トイレへの移動など、急激な温度変化により血圧が大きく上昇することで、急性心筋梗塞や脳梗塞などを引き起こす要因と言われている「ヒートショック」を予防するため、断熱措置（室内温度のバリアフリー）を講じる住宅の普及を支援します。</p>	90ページ/ ②高齢者の居住環境の整備	1	<p>御指摘については、今後の行政運営に生かせるよう努めてまいります。</p> <p>「ヒートショック」の予防については、重要な視点であることから、計画書内の「パブリック・コメントにおける主な意見」に意見の概要を掲載することとします。</p>	素案のとおりとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
27	温度・湿度により熱中症や乾燥の危険もお知らせする「複合型ガス警報器」の提案を行っている。これは万が一の火災やガス漏れ以外の平常時でも家庭で役立つ機能を搭載したものである。 また、設置した火災警報器や複合型ガス警報器については、有効期限管理を徹底して行っており、貴市消防局予防課の「すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています」に対しても、貢献することが出来る。	90ページ/ ②高齢者の居住環境の整備	1	御指摘については、今後の行政運営に生かせるよう努めてまいります。	素案のとおりとします。
28	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、介護サービスが低下しないように願います。	93ページ/ 基本分野6 介護サービスの充実を図ります	1	新型コロナウイルス感染症の影響で介護サービスの提供に支障が出ないよう事業所等と協力し対応してまいります。	素案のとおりとします。
29	基本分野6「介護サービス事業所等に対し、人材の定着を支援する」とは具体的にどのように行うのか、計画に記すべき。	93ページ/ 基本分野6 介護サービスの充実を図ります	1	御指摘については、基本分野6③介護人材の確保に記載している実施事業を行うことで、介護人材の確保及び定着を行っていく計画です。	素案のとおりとします。
30	基本分野6「老朽化した施設の修繕の支援」は行うべき。	93ページ/ 基本分野6 介護サービスの充実を図ります	1	御指摘については、市でも認識しており、現在も特別養護老人ホーム等について希望する施設と協議のうえ支援しています。	素案のとおりとします。
31	重度要介護高齢者紙おむつ等支給事業について、国からは第8期においても任意事業として継続するのであれば、介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的な方策について検討を進める必要があるとされていることから、現状と変わらぬ事業内容の説明にとどまらず、廃止・縮小に向け、一歩踏み込んだものになれば良い。	98ページ/ ⑤介護サービスの補完	1	本事業につきましては、国の通知を踏まえ、第8期においても地域支援事業の任意事業として、継続する見込みとなっています。 「⑤介護サービスの補完」の項目につきましては、事業の概要を説明する箇所であるため、廃止、縮小等といった具体的な方向性の記載につきましては、見送らせていただきます。 なお、記載は見送りますが、事業の見直しにつきましては、適宜行ってまいります。	素案のとおりとします。
32	【紙おむつ等支給利用券】前後のバランスを考えると「月1回」という具体の説明は不要ではないか。	98ページ/ ⑤介護サービスの補完	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。	素案を修正します。
33	【訪問理・美容券】前後のバランスを考えると「年間4枚」という具体の説明は不要ではないか。	98ページ/ ⑤介護サービスの補完	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。	素案を修正します。
34	在宅医療希望者に対して往診可能な医療機関・医師を市報等で知らせてほしい。	102ページ/ ①在宅医療・介護連携の推進	1	御指摘の往診可能な医療機関等については、基本分野7に掲げた在宅医療連携拠点において、患者・利用者又は家族の要望を踏まえた紹介や調整を行っているところです。 ご指摘については、患者・利用者の病状等により往診の可否等を一律に判断することが難しいなどの課題も踏まえて、今後の行政運営に生かせるよう努めてまいります。	素案のとおりとします。
35	認知症予防について、若年層（40代～50代）が関心を持つような施策をお願いします。	111ページ/ 基本施策2 認知症予防に資する可能性のある活動の推進	1	御指摘を踏まえ、若年層を含め様々な年齢層の方を対象に、引き続き認知症サポーター養成講座等の取組を進めるなど、認知症を正しく理解していただく施策や認知症の方やそのご家族を支えるための施策を推進してまいります。	素案のとおりとします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
36	「(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援」、「基本施策4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援」、「③若年性認知症支援コーディネーターの活動の拡充」について、若年性認知症の人だけではなく、介護保険サービスの利用が優先される高次脳機能障害の人も、計画の対象と位置づけ、計画に支援策を記すべき。	113ページ/ 基本施策4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援	1	御指摘の高次脳機能障害の方への支援については重要と考えますが、市の認知症施策推進計画は、国の認知症施策推進大綱に基づき、市の認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくこと目的として策定するものです。 御指摘の箇所は、若年性認知症の方への支援に関する市の具体的な取組をお示しした内容であることから、素案の通りとします。	素案のとおりとします。
37	「②徘徊見守りSOSネットワークの推進」について、65歳未満の若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方も、この事業の対象にすることについて、今後、検討していくことを計画に記すべき。	113ページ/ 基本施策4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援	1	御指摘の65歳未満の若年性認知症の方や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった方についても、徘徊する、又は徘徊をするおそれのある場合は「高齢者等」として事業の対象としていることから、素案の通りとします。	素案のとおりとします。
38	「成年後見利用促進計画」について、「同じく、利用開始原因としては、認知症が最も多く63.3%、次いで知的障害が9.7%、統合失調症が8.9%と続いています。」と記されているが、利用開始原因をその他を除いて列挙し、高次脳機能障害という障害の認知度が低いことを考慮して、高次脳機能障害も成年後見制度の対象であることを明示すべき。 例えば、「同じく、利用開始原因としては、認知症が最も多く63.3%、次いで知的障害が9.7%、統合失調症が8.9%、高次脳機能障害が4.5%、遷延性意識障害が1.0%と続いています。」のように記すべき。	119ページ/ (2) 成年後見制度の利用者数	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。	素案を修正します。
39	図に記載されていないが、第8期の介護保険料の算定においては、低所得者保険料軽減繰入金、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金が必要な情報になる。	160ページ/ (2) 介護保険料算定の流れ	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。	素案を修正します。
40	地域包括支援センター（シニアサポートセンター）の表記を統一すべき。	-	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。	素案を修正します。
41	団塊ジュニア世代の表記を統一すべき。	-	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。	素案を修正します。
42	地域包括ケアシステムを「」で括った場合と、そうでない場合の違いはあるか。	-	1	御指摘を踏まえて、素案を修正します。 鍵括弧で括った場合とそうでない場合の違いはありませんので、括らない形に表記を統一します。	素案を修正します。
43	シニアサポートセンターの名称をミドル・シニアサポートセンターへの変更を希望する。	-	1	御指摘については、センターの役割を端的に表し、市民に親しみを持ってもらえるような愛称とする趣旨で、シニアサポートセンターと定めており、一定程度、市民に定着していることから、素案のとおりとします。 なお、第2号被保険者である中途障害者等の方にも気軽にご利用いただけるよう、市報等での周知に取り組んでまいります。	素案のとおりとします。
44	40歳～65歳未満の通所施設の充実を希望する。	-	1	御指摘については、関係各所と情報共有してまいります。	素案のとおりとします。

■ 集計結果

意見提出者数	10名
意見項目数	44件
修正項目数	23件

令和2年度 第2回さいたま市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（書面会議）での御意見及び対応

資料2

No.	委員名	対象頁	御意見	対応	計画案反映内容
1	梶川委員	—	これまでの議論を、丁寧かつ誠実に反映頂いたことに敬意を表するとともに深謝する。 お示しの案をもとに、今後の作業を進めて頂きたい。	ご意見のとおり、対応してまいります。	—
2	花俣委員	—	介護報酬改定関連の「参考意見」として申し上げる。 社会保障審議会介護給付費分科会において、2021年度介護報酬改定に関する審議報告が12月23日に公表されている。 「審議報告」に先立ち、全体の介護報酬の改定率はプラス0.7%と報道があったが、プラス0.7%はあくまでも全体の改定率で、在宅サービスと施設サービスにどのように配分されるのか、また、細かい加算の増減がどうなるのか、はっきりするのは年明け1月の介護給付費分科会と思われる。 また、介護報酬の改定は、サービスを提供する事業所の運営基準の見直しを含んでいる。前回の運営基準の改定では、ケアマネジメント（居宅介護支援）の見直しで、厚生労働省が定めた回数を超えてホームヘルプ・サービスの「生活援助」をケアプランに組んだ場合、ケアマネジャーに市区町村への届出が義務づけられた。 さらに今回の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する 省令（仮称）案（概要）」では、 6. 居宅介護支援 ②生活援助の訪問回数が多い利用者への対応 区分支給限度基準額の利用率が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。（居宅介護支援基準第13条関係） とある。 今回のケアマネジメント（居宅介護支援）の見直しでは、訪問介護（ホームヘルプ・サービス）そのものの利用が多いことを「点検・検証」としている。 厚生労働省は介護給付費分科会で、「周知期間の確保等のため、（2021年）10月から施行する」としているが、すでに要支援認定の人たちにホームヘルプ・サービス（介護予防訪問介護）の給付はなく、全員、総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の訪問型サービスに移行している。 現在、ホームヘルプ・サービス（訪問介護）を利用できるのは、要介護認定（要介護1～5）の方である。 新型コロナウイルス感染症の流行で、デイサービスとショートステイの利用が大幅に減少するなか、「制度の安定性・持続可能性の確保」という目標のために、在宅サービスの要となるホームヘルプ・サービスが、また、抑制の対象にされようとしています。 <u>これは明らかに制度の後退、改悪につながるものである。</u> <u>生活援助こそ在宅の限界点を引き上げ、状態の維持継続、重度化防止に必要な不可欠なサービスであることを改めてご理解いただきたい。</u>	ご意見を踏まえて、対応してまいります。	—
3	澤岡委員	—	今から考えておくべきこととして、 <u>コロナで弱まってしまったであろう地域の福祉をいかに立て直すか、その柱となるのが本計画と思われる。</u> どの様に地域に浸透させていくか、これまでとは異なるアプローチも考えていく必要があると思われる。 <u>委員などに早い段階で意見を募ることも大事ではないか。</u>	ご意見のとおり、対応してまいります。 第4回計画検討会にて、委員の皆様にご意見を伺いたいと考えております。	—
4	川越委員	4	文字だけではわかりにくいので、地域包括ケアシステムのイメージ図を挿入してはどうか。	ご意見のとおり、対応してまいります。	図「地域包括ケアシステムの全体像」を追加しました。

令和2年度 第2回さいたま市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（書面会議）での御意見及び対応

資料2

No.	委員名	対象頁	御意見	対応	計画法反映内容
5	川越委員	5	人口の見通しについて、「75歳以上」でくくるよりも、「75～84歳」と「85歳以上」で分けた方がよい。国も最近「85歳以上」を出すことが多い。	ご意見を踏まえて、対応してまいります。 国の「基本指針（案）」においても、「2040年には、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれる」と書かれていることから、新たに前期高齢者、後期高齢者（75～84歳）、後期高齢者（85歳以上）の3区分による人口見通しのグラフを追加することとします。	グラフ「本市の前期高齢者・後期高齢者数の見通し」を追加するとともに、本文に以下を追加しました。 <u>「また、後期高齢者のうち、特に介護ニーズが高い85歳以上の高齢者は、令和22（2040）年には、約10万人に増加し、令和2（2020）年に比べて約2倍以上に増加することが見込まれます。」</u>
6	川越委員	6	健康寿命のイメージ図を挿入してはどうか。	ご意見のとおり、対応してまいります。	図「埼玉県の健康寿命」を追加しました。
7	篠崎委員	7	「認定率は、概ね年0.5%ずつ上昇し、」とあるが、違う分母をもとに算出された百分比の数字同士を比較する際は、「ポイント」を単位として用いるのではないか。なお、同様の表記が132ページの4行目にもあるので確認願いたい。	ご意見のとおり、対応してまいります。	「概ね年0.5%ずつ上昇し」を「概ね年0.5ポイントずつ上昇し」に修正しました。
8	篠崎委員	11	サービスの受給率の推移について本文で記述しているが、図表は次ページ（裏側）に配置され、参照しにくい。むしろ、11ページ下部にある介護保険サービスの種類の一覧表を次ページに送って、図表を本文記述のすぐ下に配置する方が読みやすく理解しやすい。	ご意見のとおり、対応してまいります。	当該図表を本文のすぐ下に配置しました。
9	篠崎委員	15	リハビリテーションサービスの利用率について棒グラフと折れ線グラフを組み合わせた図表があまりに小さく縮小され、読み取るのが困難である。17ページに余白があるので図表部分を次ページに送るなど工夫をして読める程度の図表にしてもらいたい。	ご意見のとおり、対応してまいります。	グラフを拡大して配置し、表については削除しました。
10	篠崎委員	33	さいたま市の認知症施策の概念図の図版が縮小しすぎて相当読みづらい。白抜き文字の多用でおさら読みづらくなっている。次ページに少なくとも6行分くらいは余白があるので、本文の19行目まで一旦区切って図版をやや拡大し、少しでも読みやすくするのが良い。残りの本文は次ページに送ればよい。見出しをページの頭に置きたいのは分かるが、読めないような資料を入れては台無しである。	ご意見を踏まえて、対応してまいります。	図を拡大し、次ページに配置しました。

令和2年度 第2回さいたま市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（書面会議）での御意見及び対応

資料2

No.	委員名	対象頁	御意見	対応	計画案反映内容
11	篠崎委員	33	認知症基本法案に関する記述は提出中など流動的なままでよいのか？ 発行時に確定していることを記載するように今後の対応を望む。	ご意見を踏まえて、対応してまいります。 認知症基本法案の国会審議の動向を踏まえ、本計画策定時点の最新の状況を反映するよう努めてまいります。	—
12	篠崎委員	35	見出しでは「新型コロナウイルス感染症等」と昨今の情勢に対応しているかのようだが、本文は感染症対策の一般論にすぎず、羊頭狗肉の感がある。 見出しは感染症に対する備えとし、中の記述で昨今の情勢を盛り込む方が良いと思われる。	ご意見のとおり、対応してまいります。	見出しは「感染症に対する備えの充実」とし、本文において「新型コロナウイルス感染症」に言及する形に修正しました。
13	田中委員	37～	「第7期計画の振り返りと第8期計画策定に向けての課題」について、①②③の「日常生活を支援する体制の整備」を各区において出来る限り進めて頂くようお願いする。 特に健康長寿に対する支援を、ハード・ソフト両面で強化して頂くことを望む。	ご意見として承ります。 今後の高齢者福祉施策に生かせるよう努めてまいります。	—
14	篠崎委員	43	認知症の方への支援の表は、39ページにも全く同じ表が認知症施策の推進として掲載されているが、（再掲）の表記はいらぬか？	ご意見のとおり、対応してまいります。	「再掲」の表記を追記しました。
15	篠崎委員	45	「老人ホーム等の管理運営」の表中、「有料老人ホーム事務」欄に「施設数・入所定員」とあるが、数字を見ると例えば116施設、6,864戸と記述されている。矛盾しているが、正しいのは何か？	入所定員が正しいので、単位を「戸」から「人」に修正します。	「戸」から「人」に表記を修正しました。
16	田中委員	45	基本分野5「誰もが安心して暮らせる環境を整備します」について、最近増加傾向の高齢者1人暮らし及び老々世帯への支援策を充実して頂きたい。	ご意見として承ります。 今後の高齢者福祉施策に生かせるよう努めてまいります。	—
17	大熊委員	56～57 66～67	介護予防のための「地域支援個別会議」が開催され、活発に議論されており、地域課題も徐々に出てきている。介護予防・重度化予防の項目の中において、「同会議と連動して施策の実施、立案を進める」といった文言を入れた方がよいと考える。 介護予防・重度化予防のためには、ケース積み上げから出てくる、「現場で発生していること」から対策を行う必要があるため、そのことが伝わる文章を入れれば、今後同会議の参加者や担当区職員にも伝えやすくなる。特に昨今はコロナによって介護認定率が増加しているデータが出てきている。同会議でも多くのケースがコロナ関連による通所利用控えや感染予防のための外出自粛が影響しているので、連動しているという表現を入れていただきたい。	ご意見を踏まえて、対応してまいります。 地域支援会議に関する66ページの3行目の段落内に、「介護予防・重度化防止の推進に関する各取組との連動等」に関する文言を追記し、56～57ページの介護予防・重度化防止の各取組との連動がわかるように修正します。	地域ケア会議を安定的に開催することで、多職種との更なる連携を進め、地域の関係者との共通理解を形成して地域課題の把握や分析、解決のための検討を進めるとともに、高齢者生活支援体制整備事業などの人（ネットワーク）や情報を共有するなど、他の事業との連携を進めます。 また、介護予防・重度化防止の推進をはじめとした各取組との連動等を図ります。

令和2年度 第2回さいたま市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（書面会議）での御意見及び対応

資料2

No.	委員名	対象頁	御意見	対応	計画案反映内容
18	宮嶋委員	59	<p>前回の書面会議で提起しました、介護予防指標の「生きがい健康づくり教室」参加者数や「ますます元気教室」参加者数の目標値減について、「目標値を見直す」と回答いただいたが、これらが項目ごと【活動指標】から削られてしまったようである。</p> <p>これは、59ページの「介護予防に関する教室や講座の実施」の「通いの場への高齢者の参加者数」に統合したということか？</p> <p>指標として「いきいき百歳体操」開催箇所を数値目標に設定するのは難しいか？</p> <p>難しければ、第9期以降にご検討頂きたい。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p> <p>目標数値の統合についてはご指摘のとおりです。なお、ご指摘の「いきいき百歳体操」開催箇所」の設定については、58ページの「通いの場への高齢者の参加者数」の指標により概ね取組の傾向を把握できるものと考えております。第9期計画以降における記載については、事業数及び目標数の妥当性などを考慮しつつ、検討してまいります。</p>	-
19	花俣委員	72	<p>【活動指標】表の3番目「地域の担い手の養成」の実績・目標について累計で示されているが、その他の目標値は単年度ごとの数値となっており、統一しないのか？</p>	<p>ご意見のとおり、対応してまいります。</p>	<p>目標値については、単年度ごとに記載することとします。</p>
20	川越委員	94	<p>認知症に関して「本人発信」は入れた方がよいのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえて、対応してまいります。</p> <p>95ページの②「認知症ケアパス」作成及び99ページの「③ 若年性認知症支援コーディネーターの活動の拡充」の中で記載してまいります。</p>	<p>・本市では認知症ケアパスを含めて認知症に関する様々な情報や認知症の人とその家族の想いを掲載した「認知症ガイドブック」を作成、公開しており、今後も普及に努めていきます。</p> <p>・若年認知症の本人等が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を推進します。</p>
21	大麻委員	96	<p>第3章の基本施策2「認知症予防に資する可能性のある活動の推進」について、「新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの取組の検討」の具体案等が記されていると良い。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策の取組の例として、95ページの「介護予防に関する教室や講座の実施」において、体操動画の配信等について記載しております。</p>	-
22	篠崎委員	103	<p>Q1の帯グラフの凡例の表記がグラフと対応しない部分がある。</p> <p>帯グラフの一番左側38.9%のところはドットであるが、凡例は黒ベタであるため一致させること。</p>	<p>ご意見のとおり、対応してまいります。</p>	<p>グラフの凡例を修正しました。</p>
23	宮嶋委員	111～	<p>「区版計画」について、例えば「介護予防事業」と「一般介護予防事業の推進」や、「医療と介護の連携」と「在宅医療・介護連携推進事業」など、同様の事業についていろいろな表現の仕方をしているが、同じものなら表現を統一した方がよいのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、対応してまいります。</p>	<p>同様の事業については、表現を統一しました。</p>

令和2年度 第2回さいたま市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（書面会議）での御意見及び対応

資料2

No.	委員名	対象頁	御意見	対応	計画案反映内容
24	宮嶋委員	111～	「区版計画」について、高齢化率が最高の岩槻区と最低の南区で、主な取組がほぼ同じである。 なぜ●●区は××事業を主な取組に掲げているのか？ 例えば、「岩槻区や南区に医療介護連携は要らないのか?」、「西区は課題で認知症高齢者の増加を挙げながら、主な取組に認知症施策を挙げないのはなぜか?」と思ってしまう。	ご意見として承ります。 「区版計画」における主な取組については、区の特徴、現状と課題を踏まえて、各区高齢介護課において重点的に取り組む事業を、掲載可能なスペースの範囲内で掲載しております。 医療介護連携や認知症施策についても、各区において、引き続きしっかりと取り組んでまいります。	—
25	宮嶋委員	111～	「区版計画」について、区ごとの数値目標を導入できないか。 例えば、介護予防事業を主な取組に掲げている区であれば、足もと〇箇所（〇事業）から、R3〇箇所、R4〇箇所などというように（あるいは高齢者〇人当たり1箇所とか）。 理想は、各区の数値目標の合計が、市全体の数値目標になっていると、具体性があるがよい。 第8期計画で難しければ、第9期以降に向けて検討頂きたい。	ご意見として承ります。 「区版計画」における数値目標の導入については、第9期以降、必要に応じて検討してまいります。	—
26	篠崎委員	130	岩槻区の「区版計画」の現状と課題の枠内1行目、「岩槻区は高齢化率が30%を超え、市の高齢化率を約7ポイント上回っており」とあるが、岩槻区は市の一部なので「市全体の高齢化率を」とした方がよい。	ご意見のとおり、対応してまいります。	「市全体の高齢化率」に修正しました。
27	篠崎委員	133	2ページにわたって3つの表があるが、左の分類項目の大分類の一番目が何れも令和5年度までは区切りがなく、令和7年度と22年度は縦線で区切られている。こども区切られるのが相当ではないか。 また、表頭はコピーの加減かも知れないが、網が掛かったり掛からなかったりバラバラに見えるので統一してもらいたい。	ご意見のとおり、対応してまいります。	ご指摘の箇所に縦線を入れる形に修正しました。
28	田中委員	143～149	介護保険事業費の見込みと介護保険料の計画については、第7期計画と第8期計画の基準額に対する負担割合とほぼ同率にされた点は良い。 但し、令和2年から次年にわたりコロナ禍の経済下降が所得段階での高段階層に影響が出る可能性もある。	ご意見として承ります。 今後の高齢者福祉施策に生かせるよう努めてまいります。	—
29	大麻委員	143～	今後の高齢者増を見据えた状況が具体的に記されていることが確認出来た。	ご意見のとおり、対応してまいります。	—
30	篠崎委員	145	「介護保険料算定の流れ」の図中「サービス別利用者数（利用料）の推計」の囲みは矢印がどこにも繋がっていないが、右側に矢印を出すのが相当ではないか。	ご意見を踏まえて、対応してまいります。	「サービス別利用者数（利用量）の推計」を削除しました。

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

さいたま市第8期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (成案) について

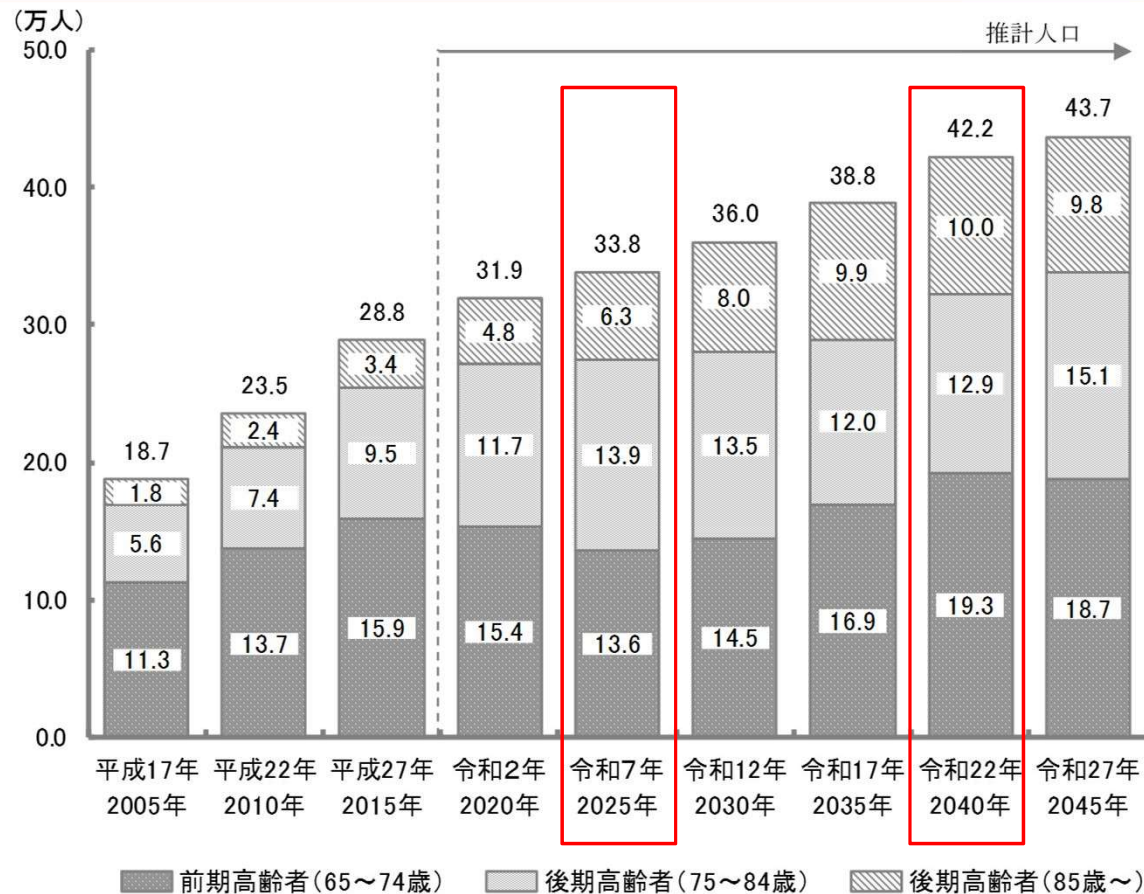
★さいたまいきいき長寿応援プラン2023★

(さいたま市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
・認知症施策推進計画・成年後見利用促進計画)

保健福祉局 長寿応援部
高齢福祉課
いきいき長寿推進課
介護保険課

前期高齢者・後期高齢者数の見通し

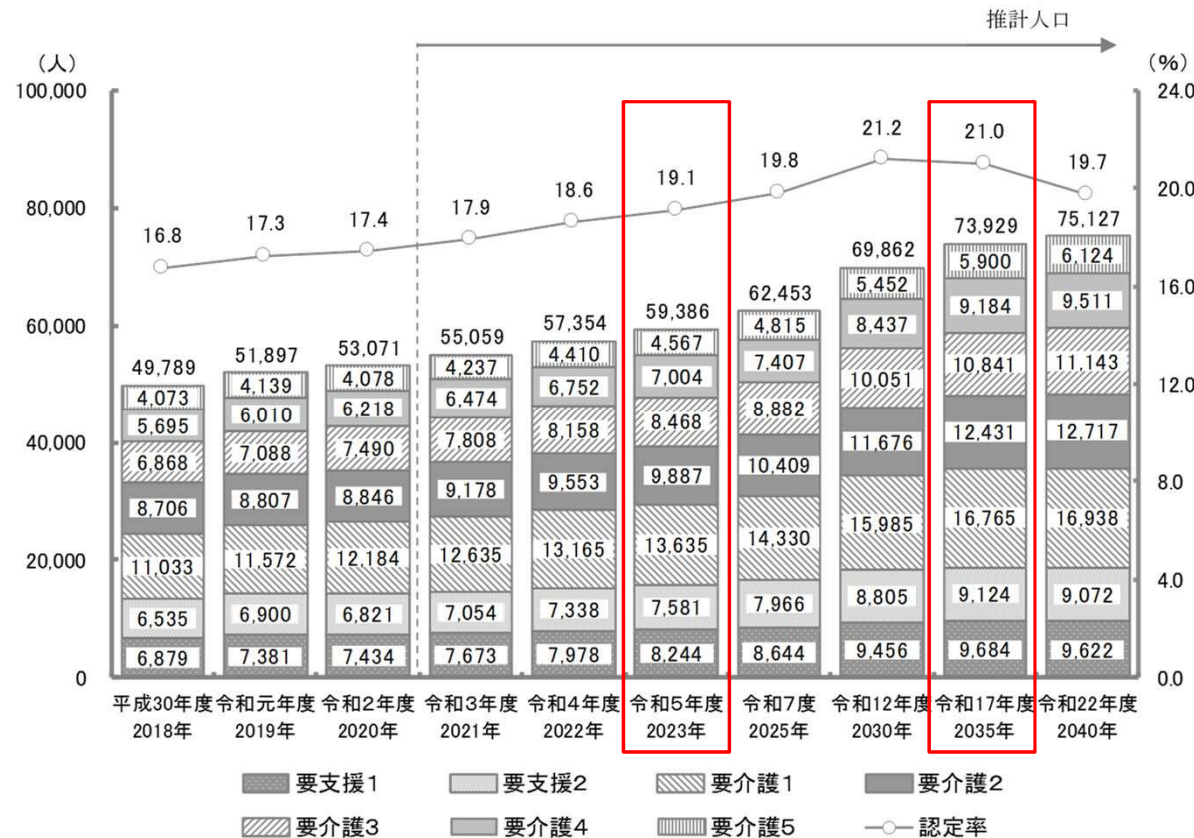
- 「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7(2025)年には、市民の4人に1人が高齢者。
- 「団塊ジュニア」世代が65歳以上を迎える令和22(2040)年には、市民の3人に1人が高齢者。
- 介護ニーズが高い85歳以上の後期高齢者は、約10万人(令和2(2020)年比約2倍)に増加。



資料 平成27年(2015)年までは、「国勢調査」(総務省)に基づきます。
 令和2(2020)年以降は、国立社会保障・人口問題研究所から発表された推計値です。
 ※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

要支援・要介護認定者数と認定率の見込み

- 第8期の第1号被保険者の認定者数は、計画最終年度である令和5(2023)年度に約5.9万人に増加。
- 認定率は概ね年0.5ポイントずつ上昇し、令和5(2023)年度には19.1%程度になる見込み。
- 令和17(2035)年度以降、「団塊の世代」が徐々に減少する一方、「団塊ジュニア」世代が比較的認定率の低い傾向にある前期高齢者となることで、認定率は減少する見込み。



資料: 令和2年度の値は、介護保険事業状況報告(令和2年9月末時点)及びさいたま市ホームページ(令和2年10月1日時点)。

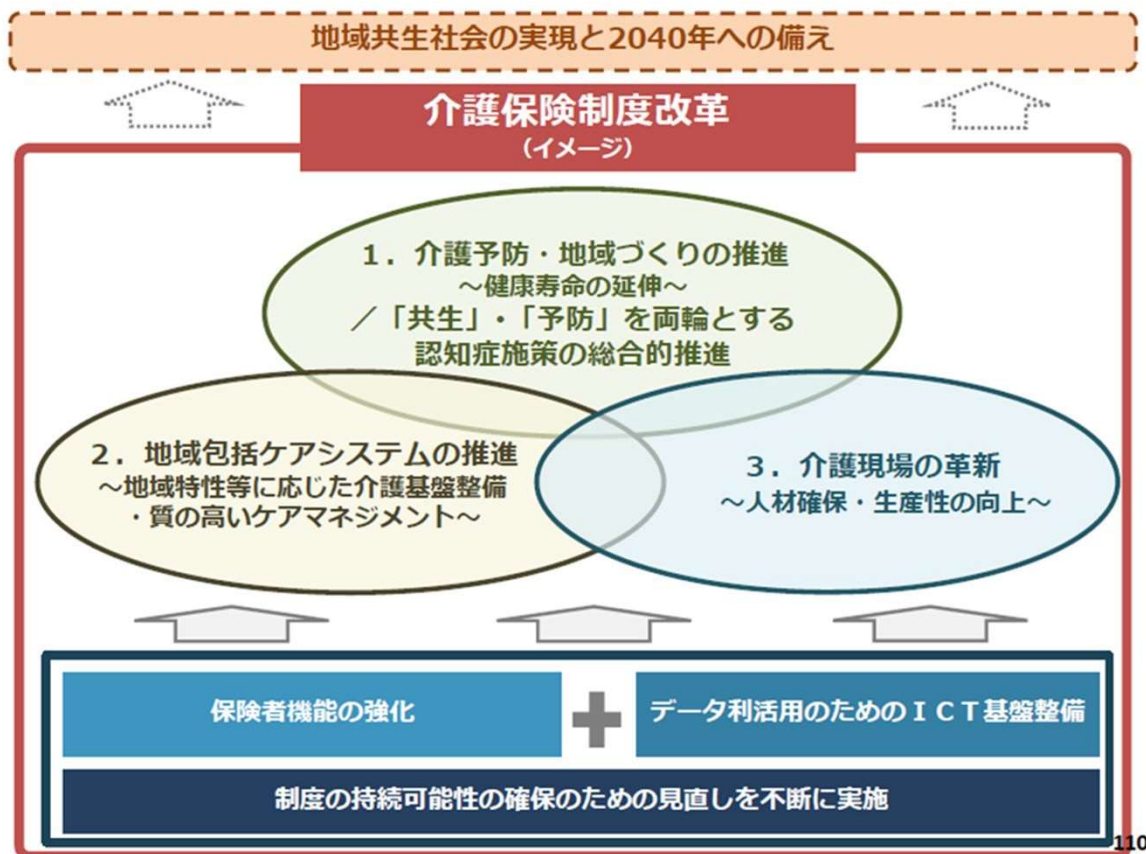
※認定者数の令和3年度から22年度までの将来推計値は、平成30～令和2年の9月末時点の認定者数を基にした、要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法による算出結果によります。

※第1号被保険者数の令和3年度から22年度までの値は、保険料推計のため直近の人口を反映することで、より実態に近い数値とするため、平成22～令和2年までの住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による独自推計値を用いています。※項目ごとに四捨五入をしているため、項目の計と合計が一致しないことがあります。

※本推計は自然体推計であり、平成29年度から始めた介護予防等の取組による影響は見込んでいませんが、今後、認定率の変化等を見ながらより効果的な取組の実施に努めます。

2025年問題・2040年問題への対応

- 地域包括ケアシステムと介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくりを進め、増大、多様化する医療、介護、生活支援に対する高齢者のニーズにしっかりと応えていく必要。
- 「人生100年時代」、「生涯現役社会」を見据えて、退職後や子育てを終えた方々の「セカンドライフ」を、活力ある地域づくりに結び付けていく必要。



(備考)「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会)

計画策定の基本的な考え方

高齢者を取り巻く状況・政策動向

- 「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7(2025)年には、後期高齢者の割合が急増。
- さらに「団塊ジュニア」世代が65歳以上を迎える令和22(2040)年には、市民のほぼ3人に1人が高齢者という状況に直面する見込み。
- 認知症高齢者の数は、令和7年には国全体で約700万人（高齢者の約5人に1人）に達する見込み。国は令和元年に「認知症施策推進大綱」を策定。
- 認知症高齢者など、日常的な金銭管理などに支障がある方たちを支える手段として、成年後見制度の重要度が増加。平成28年に「成年後見利用促進法」が施行、平成29年に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定。
- 多発する自然災害や新型コロナウイルス等の感染症による高齢者の生活リスクの高まりに対して備える必要。

計画策定の基本的な考え方

- 健康の維持と介護予防の推進、高齢者が活躍できる場を確保することで、健康寿命の延伸を図る。
- 介護状態の重度化を抑制するとともに、たとえ重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進。
- 大綱に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「認知症施策推進計画」を本計画と一体的に策定し取組を推進。
- 国の動向に対応し「成年後見利用促進計画」を本計画と一体的に策定し取組を推進。
- 高齢者の生活リスクの高まりに対して、具体的な取組を定めて備えを充実。

計画の基本方針と参考成果指標

- 基本方針に「生涯現役での活躍」と「住み慣れた地域で健康に暮らせる環境づくり」という2つの行動軸を設定。
- 基本方針の実現状況をより分かりやすく示すため、新たに9つの参考成果指標を設定。

■基本方針

市民一人ひとりが生涯現役で活躍するとともに、住み慣れた地域で健康に暮らせる環境を作ることで、誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

■9つの参考成果指標

- ① 主観的幸福度
- ② 社会参加状況
- ③ 主観的健康度
- ④ 介護認定率
- ⑤ 健康寿命
- ⑥ 地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている市民の割合
- ⑦ 「学習機会を得ている」と感じる市民の割合
- ⑧ 「学習の成果を地域活動やボランティアなどで社会に還元している」と答えた市民の割合
- ⑨ 市民の就業率

計画の施策体系

- 一人ひとりの取組である「自助」、支え合いの取組である「互助」、介護保険制度とこれを補完する福祉サービスである「共助・公助」の視点を、3つの基本目標として新たに設定。
- 基本目標の下、第7期から引き続き、7つの基本分野と3つの重点施策を推進。全105事業を実施。

基本目標 1 高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者が自ら健康維持と介護予防に努め、活躍できる場を確保する取組を推進します

「自助」の観点

基本分野 1 健康の維持と介護予防を進めます

- (1) 健康づくりの支援
- (2) ★介護予防・重度化防止の推進

基本分野 2 高齢者が活躍できる場を確保します

- (1) ★セカンドライフの充実
- (2) 高齢者の交流の場の確保

★は第7期から継続する重点施策

基本目標 2 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、様々な課題を相談でき、互いに解決し合える幅広く支え合う地域づくりを推進します

「互助」の観点

基本分野 3 地域で幅広く高齢者の生活を支援します

- (1) ★地域の支え合いによる生活支援の体制整備
- (2) 多様な主体による生活支援
- (3) ひとり暮らし高齢者への支援
- (4) 総合的な認知症施策の推進
- (5) 権利擁護・虐待防止の推進
- (6) 介護者（ケアラー）への支援

「認知症施策推進計画」
「成年後見利用促進計画」として一体的に策定

基本分野 4 長寿を尊ぶ地域社会を醸成します

- (1) 長寿の慶祝

基本目標 3 高齢者が安心して暮らせるよう、居住環境の整備と介護サービスの充実、医療と介護の連携強化を図ります

「共助・公助」の観点

基本分野 5 誰もが安心して暮らせる環境を整備します

- (1) 高齢者向け施設・住宅の確保
- (2) 高齢者の居住環境の整備
- (3) 高齢者の暮らしにおける安全・安心の確保

基本分野 6 介護サービス等の充実を図ります

- (1) 介護保険施設と居住系サービスの充実
- (2) 地域密着型サービス等の充実
- (3) 介護人材の確保
- (4) 介護サービスの適正化と質の向上
- (5) 介護サービスの補完

基本分野 7 医療と介護の連携を強化します

- (1) 在宅医療・介護連携の推進

施策の推進に際しては、

コロナ禍における福祉活動の現状と課題を踏まえ、

- ①不安解消のための正確で分かりやすい情報の収集・提供、
- ②これまでのつながりの手段や活動の手段の「置き換え」の促進、

- ③元気な高齢者と要支援・要介護者の両者をケアしていくことなど、

必要な取組を併せて進めます。

(第4回計画検討会での御意見を反映)

第7期計画からの主な変更点

- 計画目的を端的に示すため、計画名称を「さいたまいきいき 長寿応援プラン2023」に変更。
- 地域包括ケアシステムを推進するため、「基本方針」の下に、「自助」、「互助」、「共助・公助」に対応する3つの「基本目標」を新たに設定
- 「基本方針」の実現状況をより分かりやすく示すため、新たに9つの参考成果指標を設定
- 第7期の重点取組である認知症施策の更なる充実を図るため、新たに「認知症施策推進計画」を一体的に策定
- 成年後見制度の利用促進を図るため、新たに「成年後見利用促進計画」を一体的に策定

基本目標1（自助） 主な事業（全25事業）

高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、
高齢者が自ら健康維持と介護予防に努め、活躍できる場を確保する取組を推進します。

◆基本分野1 健康の維持と介護予防を進めます（全10事業）

施策	主な事業（活動指標を設定する事業）	事業総数
(1)健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育の実施 健(検)診の実施 	4
(2)【重点施策】 介護予防・重度化防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 介護予防に関する教室や講座の実施 介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成 地域リハビリテーション活動の支援 短期集中予防サービスモデル事業の実施 	6

◆基本分野2 高齢者が活躍できる場を確保します（全15事業）

施策	主な事業（活動指標を設定する事業）	事業総数
(1)【重点施策】 セカンドライフの充実	<ul style="list-style-type: none"> セカンドライフ支援センター(リ・とらいふ)の運営 高齢者の外出及び生きがいづくり活動の支援 高齢者によるボランティア活動の支援 地域におけるボランティア研修講座の開催 シニアユニバーシティの運営等生涯学習機会の提供 シルバー人材センターを通じた就業の促進 	11
(2)高齢者の交流の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の集いの場に対する支援 高齢者のスポーツ・文化活動の活性化 高齢者の交流、生きがい、健康づくりに寄与する施設の整備・運営 	4

基本目標2(互助) 主な事業 (全31事業)

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、
様々な課題を相談でき、互いに解決し合える幅広く支え合う地域づくりを推進します。

◆基本分野3 地域で幅広く高齢者の生活を支援します (全27事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業等)	事業総数
(1)【重点施策】 地域の支え合いによる生活支援の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター(シニアサポートセンター)の機能強化等 地域ケア会議の開催 地域の担い手の養成 住民主体による生活支援モデル事業の実施 生活を支える移動手段の充実 	7
(2)多様な主体による生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 見守り活動の推進 高齢者によるボランティア活動の支援<再掲> 	7
(3)ひとり暮らし高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報機器等を用いたひとり暮らし高齢者の見守り 	3
(4)総合的な認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に対する正しい理解の普及 	4
(5)権利擁護・虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止、早期発見、対応の推進 	4
(6)介護者(ケアラー)への支援	<ul style="list-style-type: none"> 介護者が集い、相談できる場の確保 家族介護者の周知及び支援体制の充実 	2

◆基本分野4 長寿を尊ぶ地域社会を醸成します (全4事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業)	事業総数
(1)長寿の慶祝	<ul style="list-style-type: none"> 敬老祝金の支給 	4

基本目標3(共助・公助) 主な事業(全49事業)

高齢者が安心して暮らせるよう、
居住環境の整備と介護サービスの充実、医療と介護の連携強化を図ります。

◆基本分野5 誰もが安心して暮らせる環境を整備します (全18事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業等)	事業総数
(1)高齢者向け施設・住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> 有料老人ホームの指導・監督 	6
(2)高齢者の居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防のための住宅改修に対する支援 	3
(3)高齢者の暮らしにおける安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談の実施 生活を支える移動手段の充実<再掲> 道路・交通におけるバリアフリー化の推進 高齢者の交通事故の減少 災害時における高齢者の安全確保 高齢者家庭防火訪問の実施 緊急時安心キットの広報 	9

◆基本分野7 医療と介護の連携を強化します (全5事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業)	事業総数
(1)在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護関係者への研修の実施 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備<再掲> 	5

基本目標3(共助・公助) 主な事業(全49事業)

高齢者が安心して暮らせるよう、

居住環境の整備と介護サービスの充実、医療と介護の連携強化を図ります。

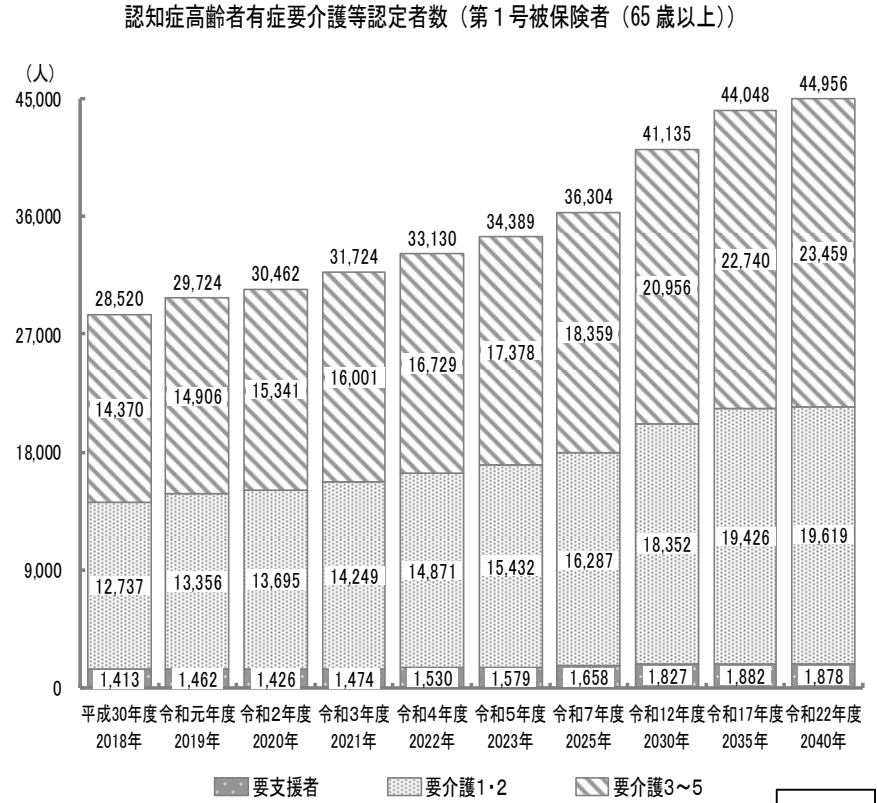
◆基本分野6 介護サービスの充実を図ります (全26事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業等)	事業総数
(1)介護保険施設と居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 介護医療院への転換 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)への転換 認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)の整備 地域密着型特定施設入居者生活介護の整備 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備 	8
(2)地域密着型サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス運営委員会の開催 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備 認知症対応型通所介護の整備 小規模多機能型居宅介護の整備 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)の整備 	7
(3)介護人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 介護業界のイメージアップに向けた普及啓発 処遇改善加算取得の促進 介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成<再掲> 地域の担い手の養成<再掲> 	5
(4)介護サービスの適正化と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付の適正化推進 サービス事業者への指導監査の実施 	2
(5)介護サービスの補完	<ul style="list-style-type: none"> 重度の要介護状態にある高齢者とその家族に対する支援 	4

第3章 認知症施策推進計画

- 本市の認知症高齢者は毎年千人程度の規模で増加。
- 認知症の方の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、4つの基本施策の下、認知症の予防から、重度の方への対応、その介護者への対応まで切れ目なく支援。

基本施策	主な取組	事業総数
1 認知症に対する正しい理解の普及	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座の推進 「認知症ケアパス」の作成 世界アルツハイマーデー及び月間における普及・啓発イベント等の開催 	3
2 認知症予防に資する可能性のある活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防に関する教室や講座の実施 介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成 	2
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 認知症疾患医療センター 認知症初期集中支援チームの活用 医療従事者・介護従事者の認知症対応力の向上 もの忘れ検診の推進 	9
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> チームオレンジの整備 認知症高齢者等に対する見守りの推進 若年性認知症支援コーディネーターの活動の拡充 	3



資料：さいたま市介護保険課
令和3年度から22年度までの将来推計値は、平成30年から令和2年の9月末現在の認知症高齢者数を基にした要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法による算出結果。

第4章 成年後見利用促進計画

- 本市在住の成年後見制度利用者は約1,400人（R元年12月末時点、さいたま家裁情報提供）。
- 制度利用者は高齢者が多く、利用開始原因は認知症が約6割を占め最も多い。
- 新たに地域連携ネットワークの中核機関を設置し、中核機関を中心に、制度の周知・啓発、市民からの相談対応、市民後見人の養成、支援を必要とする本人を支えるチーム（後見人や福祉関係者等）へのサポートに取り組む。

◆ 主な施策

- (1) 地域連携ネットワークの構築と
中核機関の設置 <新規>
- (2) 周知・啓発
- (3) 相談対応
- (4) 市民後見人の養成等
- (5) 親族後見人等の支援 <新規>
- (6) 成年後見制度利用支援事業

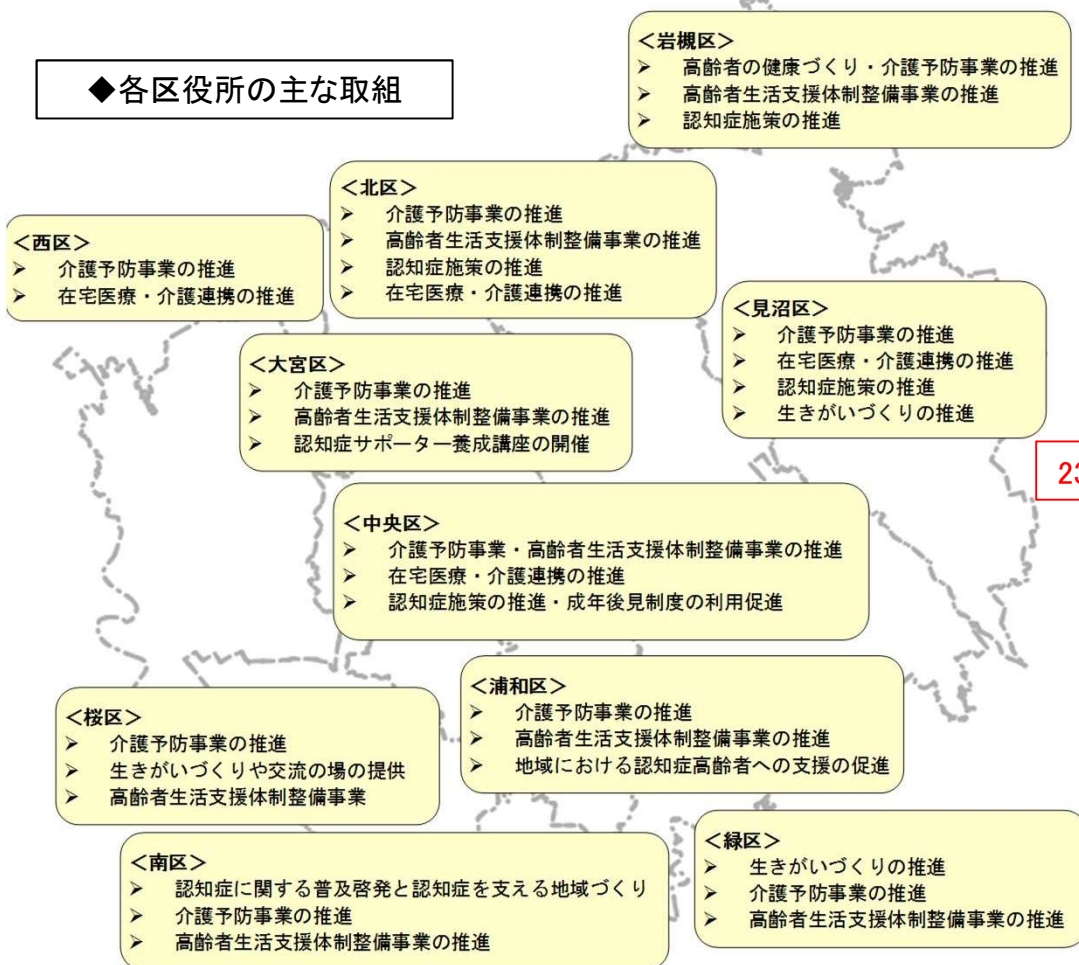
■ 中核機関が備えるべきとされている機能と、高齢・障害者権利擁護センターの委託内容

国基本計画で掲げられている中核機関が備えるべき機能		さいたま市高齢・障害者権利擁護センターの委託内容
広報機能		各種セミナー開催 ・ 市民向け ・ 福祉サービス事業所向け ・ 市、地域包括支援センター（シニアサポートセンター）、障害者生活支援センター（相談支援機関）職員向け
相談機能		・ 相談支援機関に対する助言（弁護士等による助言有） ・ 市民からの相談対応
制度利用促進機能	受任者調整支援	—
	担い手育成・支援	・ 市民後見人候補者の養成研修
	関連制度からの移行	・ 市社会福祉協議会の自主事業である日常生活自立支援事業からの移行調整に随時対応
後見人支援機能		・ 市社会福祉協議会が養成した市民後見人（候補者）への支援（弁護士等相談、フォローアップ研修）
協議会		・ 地域連携ネットワークの協議会設置に向けた準備会事務局業務

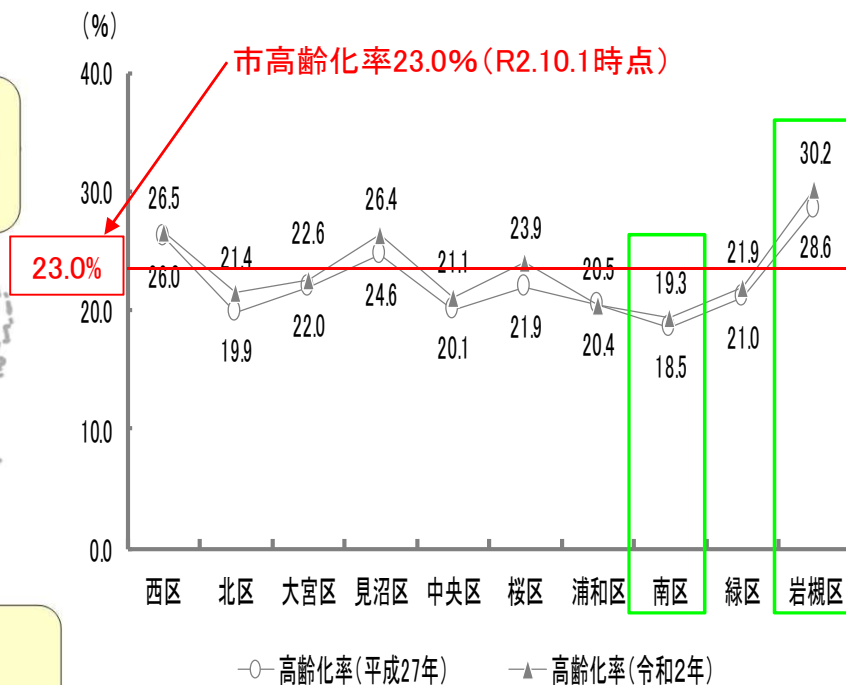
第5章 区版計画

- 各区の令和2年の高齢化率は、平成27年と比べて全区で上昇。最高は岩槻区、最低は南区。
- 各区役所高齢介護課は、地域包括ケアの環境づくりを進めるため、各区の現状と課題を踏まえ、地域と連携して主体的に介護予防事業や認知症施策などの取組を推進。

◆各区役所の主な取組



各区の高齢化率



資料:住民基本台帳(各年10月1日時点)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の 待機者解消方針

● 「入所順位に至らない」待機者

- 介護老人福祉施設は全国いずれの自治体の施設でも利用可能。
- 入所は「必要性が高い申込者を優先」とされており、「入所順位に至らない」待機者は、市外申込者よりも「必要性が低い」と施設側に判断されるケースが多いと考えられる。
- このため、**入所者を本市の被保険者に限定する地域密着型介護老人福祉施設を整備**することにより、今後の需要増を含め、待機者を解消。

● 「家族等が希望しているが、本人が希望していない」待機者

- 在宅で生活するためのサービスとして、**定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護などの事業所の整備を推進。**

● 「医療的ケアなどが必要なため施設で対応不能」な待機者

- 医療的ケア等の必要性により特別養護老人ホームへの入所が困難なことから、**対応できる可能性の高い介護医療院の整備を推進。**

主な施設サービスの整備計画

施設種類	令和2年度末累計 (見込み)	令和3年度 2021年	令和4年度 2022年	令和5年度 2023年	第8期 計画計
1 介護保険施設					
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	6,917人	—	—	—	0人
介護老人保健施設	3,098人	—	—	—	0人
介護医療院 ※1	114人	200人	200人	200人	600人
介護療養型医療施設	142人	—	—	—	0人
2 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8か所	1か所	1か所	—	2か所
地域密着型通所介護	98か所	—	—	—	—
(介護予防)認知症対応型通所介護	14か所	2か所	2か所	2か所	6か所
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	15か所	2か所	2か所	2か所	6か所
(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1,231人	90人	90人	90人	270人
地域密着型特定施設入居者生活介護	29人	29人	29人	29人	87人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	140人	58人	58人	58人	174人
看護小規模多機能型居宅介護	3か所	1か所	1か所	1か所	3か所
3 高齢者施設					
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	0人	—	—	—	0人
特定施設入居者生活介護(混合型) ※2 (有料老人ホーム等)	8,050人	400人	400人	400人	1,200人

※1 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設からの転換に限ります。

※2 新設による整備は行いません。令和3年4月1日において既に届出又は登録のある高齢者向け集合住宅(住宅型有料老人ホーム及び住宅型サービス付き高齢者向け住宅)からの転換に限ります。

第8期介護保険料基準額と改定の主要因

基準額 (第5段階)	第7期 平成30～令和2年度	第8期 令和3～5年度	増分	上昇率
保険料率 (年額)	65,056円	72,408円	7,352円	11.3%
保険料率 (月額)	5,421円	6,034円	613円	

① 介護給付等に要する費用の増加

- 人口推計により、第8期の3年間で高齢者が約2.7万人増加。その内、前期高齢者(65～74歳)が約1.8万人減少する一方、介護サービスの必要性が高くなる後期高齢者(75歳以上)が約4.5万人増加。
- 後期高齢者の増加に伴う介護認定率の上昇により介護給付費が増加。

② 介護報酬改定(プラス0.7%)

- 介護報酬が全体で0.7%上昇。[前回 プラス0.54%]

③ 基金の繰入れ

- 保険給付費準備基金(残高約37億円)全額取り崩し。[前回 約62億円]

④ 低所得者への配慮

- 低所得者は低い負担割合を継続し、低所得者に配慮した設定とする。
- 所得段階第1段階から第3段階の低所得者に対し、社会保障と税の一体改革により公費を投入し、保険料の負担軽減を行う。

⑤ 高所得者の応分負担

- 高所得者の負担割合を変更し、保険料を負担能力(所得)に見合った応分の負担とする。

第8期介護保険料の段階設定

第7期保険料 (R2)

所得段階	所得段階の要件	基準額に対する割合	保険料率 月額
第1段階	世帯全員が市民税非課税 ・生活保護被保護者 ・高齢福祉年金受給者 ・合計所得金額が80万円以下	0.50	2,711円
		(0.3) 軽減後	1,626円
第2段階	世帯全員が市民税非課税 合計所得金額が 80万円超120万円以下	0.60	3,253円
		(0.35) 軽減後	1,898円
第3段階	世帯全員が市民税非課税 合計所得金額が120万円超	0.65	3,524円
		(0.6) 軽減後	3,253円
第4段階	本人が市民税非課税 合計所得金額が80万円以下	0.85	4,608円
第5段階 【基準額】	本人が市民税非課税 合計所得金額が80万円超	1.00	5,421円
第6段階	合計所得金額125万円未満	1.10	5,964円
第7段階	合計所得金額 125万円以上200万円未満	1.30	7,048円
第8段階	合計所得金額 200万円以上350万円未満	1.50	8,132円
第9段階	合計所得金額 350万円以上500万円未満	1.70	9,216円
第10段階	合計所得金額 500万円以上700万円未満	2.00	10,843円
第11段階	合計所得金額 700万円以上1,000万円未満	2.25	12,198円
第12段階	合計所得金額1,000万円以上	2.55	13,824円

第8期保険料 (R3~R5)

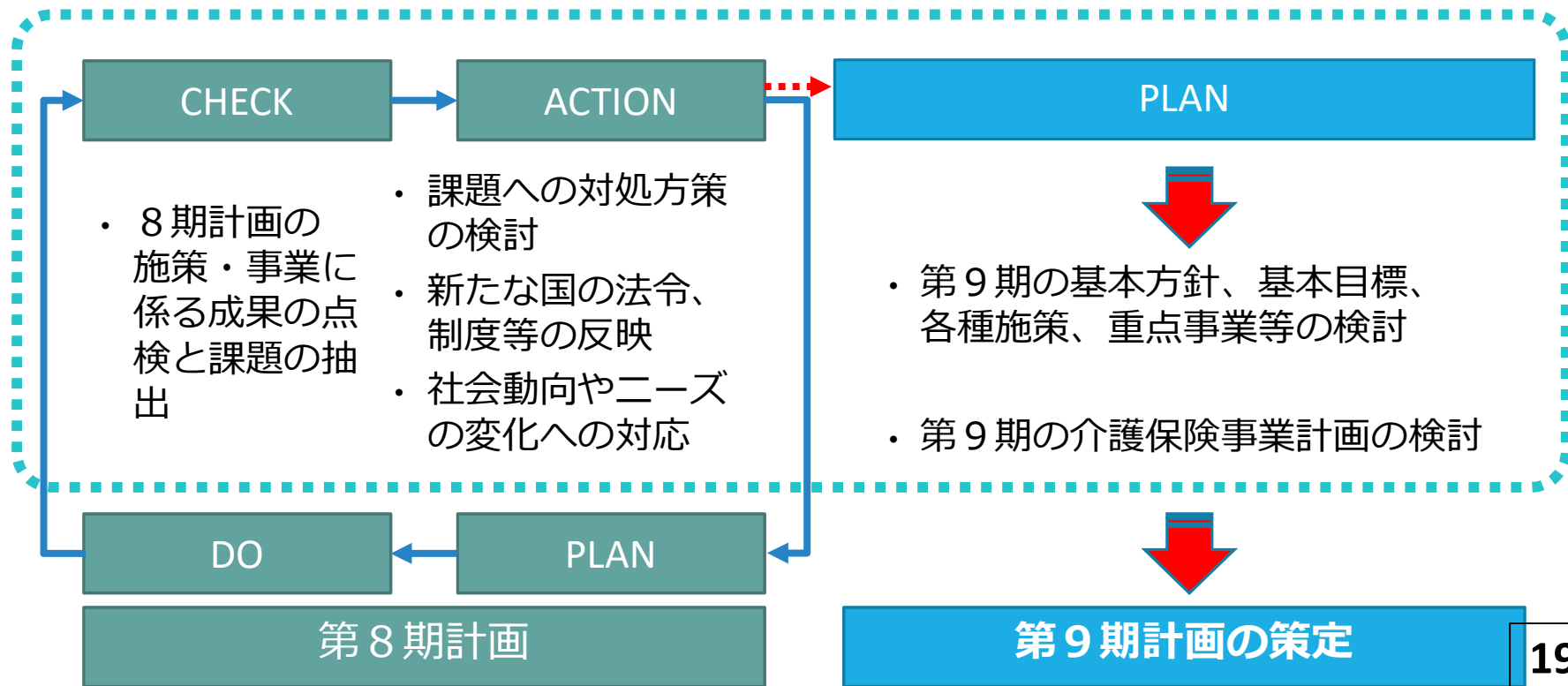
基準額に対する割合	保険料率 月額	上昇額	上昇率	人数構成
0.50	3,017円	306円	11.3%	16.72%
(0.3) 軽減後	1,810円	184円	11.3%	
0.60	3,620円	367円	11.3%	6.35%
(0.35) 軽減後	2,112円	214円	11.3%	
0.65	3,922円	398円	11.3%	6.22%
(0.6) 軽減後	3,620円	367円	11.3%	
0.85	5,129円	521円	11.3%	14.33%
1.00	6,034円	613円	11.3%	12.10%
1.10	6,637円	673円	11.3%	12.64%
1.30	7,844円	796円	11.3%	13.70%
1.50	9,051円	919円	11.3%	10.27%
1.70	10,258円	1,042円	11.3%	3.37%
2.00	12,068円	1,225円	11.3%	1.49%
2.30	13,878円	1,680円	13.8%	0.97%
2.65	15,990円	2,166円	15.7%	1.84%



※ 「第7期保険料 (R2)」及び「第8期保険料 (R3~R5)」の所得段階第1段階から第3段階の下段は、軽減後の基準額に対する割合による保険料率を表示。

計画の進捗管理と評価

- 毎年度、9つの参考成果指標を把握し、「施策レベル」での進捗管理と評価を実施。
- 同時に、事業の実施状況と活動指標を把握し、個々の「事業レベル」でも施策の進捗状況を確認。
- 進捗管理の結果を「高齢者福祉専門分科会」に報告するとともに、必要に応じて、指標や事業の実施方法の見直し等について審議を行う。
- これらの内容は、市ホームページ等を通じて、市民に情報提供する。



令和 3 年度高齢者福祉施策の主要事業（保健福祉局長寿応援部）

No. 1	事業名 高齢者入所施設等 PCR 検査費用補助事業			本年度当初予算額	304,953 千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課				
年 度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
当初予算額	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
予算現額	312,170 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
決算額		— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
事業内容	入所系高齢者施設におけるクラスターの発生防止を図ること等を目的に、施設の従事者及び新規入所者が、自費による新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査を受けるための費用を補助します。				

No. 2	事業名 一般介護予防事業			本年度当初予算額	144,363 千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/いきいき長寿推進課				
年 度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
当初予算額	147,043 千円	148,566 千円	140,108 千円	143,835 千円	— 千円
予算現額	104,543 千円	148,566 千円	140,108 千円	143,835 千円	— 千円
決算額		128,397 千円	120,798 千円	102,586 千円	— 千円
事業内容	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、高齢者自身が身近な場所で継続して運動を行うことができるよう、全高齢者を対象に介護予防の普及・啓発、ボランティア育成等を実施することにより、「地域づくりによる介護予防」を推進する。				

No. 3	事業名 認知症高齢者等総合支援事業			本年度当初予算額	102,053 千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/いきいき長寿推進課				
年 度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
当初予算額	101,526 千円	101,479 千円	98,106 千円	101,749 千円	72,881 千円
予算現額	95,851 千円	98,359 千円	91,806 千円	94,149 千円	65,881 千円
決算額		94,378 千円	84,783 千円	88,854 千円	60,678 千円
事業内容	認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症サポーターの養成や初期集中支援チームの設置等、切れ目のない支援を実施する。				

No. 4	事業名 地域包括支援センター運営事業			本年度当初予算額	1,088,084 千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/いきいき長寿推進課				
年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
当初予算額	950,640 千円	946,186 千円	946,176 千円	915,581 千円	935,343 千円
予算現額	944,622 千円	946,186 千円	946,176 千円	915,581 千円	935,343 千円
決算額		904,535 千円	888,413 千円	852,970 千円	859,158 千円
事業内容	地域の高齢者を様々な面から総合的に支える地域包括支援センターを運営する。また、さらなる利用促進のため、地域包括支援センターの周知・啓発を行う。				

No. 5	事業名 高齢者生活支援体制整備事業			本年度当初予算額	147,342 千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/いきいき長寿推進課				
年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
当初予算額	121,213 千円	119,436 千円	112,124 千円	112,124 千円	56,262 千円
予算現額	121,213 千円	119,436 千円	112,124 千円	112,124 千円	56,262 千円
決算額		119,436 千円	112,124 千円	112,124 千円	56,000 千円
事業内容	市内すべての日常生活圏域に地域支え合い推進員を配置し、協議体の開催、地域資源の掘り起こし、地域の担い手養成等を実施する。				

No. 6	事業名 アクティブチケット交付事業			本年度当初予算額	32,352 千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課				
年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
当初予算額	29,091 千円	26,452 千円	24,618 千円	20,913 千円	15,704 千円
予算現額	21,443 千円	27,005 千円	24,618 千円	20,297 千円	16,920 千円
決算額		24,711 千円	23,542 千円	15,285 千円	16,273 千円
事業内容	シルバーポイント事業等の活動に参加した高齢者及び75歳以上の方を対象として、市内公共施設等を無料又は割引料金で利用できるアクティブチケットを交付する。				

No. 7	事業名 セカンドライフ支援事業			本年度当初予算額	20,359千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課				
年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
当初予算額	20,378千円	15,594千円	3,287千円	8,500千円	—千円
予算現額	18,492千円	15,534千円	3,287千円	8,500千円	—千円
決算額		14,808千円	3,285千円	4,780千円	—千円
事業内容	おおむね50歳以上の中高年齢層に対して、ボランティア、就労、地域活動等に関する情報を集約して発信するセカンドライフ支援センターを運営します。				

No. 8	事業名 高齢者等の移動支援事業			本年度当初予算額	1,800千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課				
年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
当初予算額	2,400千円	1,800千円	7,000千円	3,000千円	—千円
予算現額	600千円	1,247千円	7,000千円	3,024千円	—千円
決算額		284千円	5,378千円	3,024千円	—千円
事業内容	令和元年度から2年度にかけて実施したモデル事業を本格実施とし、高齢者等の日常生活に必要な買い物や通院等の外出を支援するため、社会福祉法人や地域住民等が主体となった移動支援に係る活動経費の一部を補助します。				

No. 9	事業名 シルバー人材センター事業			本年度当初予算額	334,066千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課				
年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
当初予算額	333,900千円	333,844千円	332,560千円	330,577千円	322,538千円
予算現額	333,900千円	333,844千円	334,095千円	330,577千円	322,538千円
決算額		333,843千円	334,024千円	330,561千円	324,919千円
事業内容	社会参加意欲のある健康な高齢者に対して、地域社会と連携しながら、その希望に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保するとともに、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、高齢者の知識、経験及び能力等を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする公益社団法人シルバー人材センターの運営を支援します。				

No. 10	事業名	高齢者見守り活動奨励金交付事業			本年度当初予算額	10,304千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課					
年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	
当初予算額	10,291千円	10,129千円	9,666千円	9,000千円	9,000千円	
予算現額	10,291千円	10,129千円	9,666千円	9,000千円	7,700千円	
決算額		8,939千円	9,056千円	8,752千円	7,606千円	
事業内容	地区社会福祉協議会が主体となった高齢者の見守り活動を支援するため、活動経費を補助します。					

No. 11	事業名	シルバーポイント(いきいきボランティアポイント)事業			本年度当初予算額	46,292千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課					
年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	
当初予算額	41,968千円	37,704千円	36,168千円	44,633千円	41,652千円	
予算現額	41,761千円	37,704千円	36,168千円	44,633千円	41,652千円	
決算額		37,630千円	33,618千円	29,982千円	27,022千円	
事業内容	60歳以上の方が介護施設等においてボランティア活動を行った場合にポイントを付与され、貯めたポイントを奨励金若しくはシルバー元気応援券と交換し、又は福祉団体等に寄附をすることができる事業を実施する。					

No. 12	事業名	シルバーポイント(長寿応援ポイント)事業			本年度当初予算額	60,632千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課					
年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	
当初予算額	60,864千円	52,395千円	45,223千円	44,301千円	33,315千円	
予算現額	58,895千円 (2月議会にて確定)	52,987千円	45,497千円	44,301千円	33,315千円	
決算額		48,474千円	42,995千円	37,850千円	32,858千円	
事業内容	65歳以上の方がこの事業の登録団体に参加し、健康づくり等の活動を行った場合に1日につき1ポイントが付与され、貯めたポイントを奨励金に交換できる事業です。					

No. 13	事業名 東楽園再整備事業			本年度当初予算額	212,268 千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課				
年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
当初予算額	741,745 千円	10,441 千円	24,683 千円	7,000 千円	－千円
予算現額	719,323 千円	29,976 千円	22,333 千円	7,000 千円	－千円
決算額		22,007 千円	16,387 千円	5,508 千円	－千円
事業内容	健康増進及び介護予防の強化につながる機能を導入し、市民の健康寿命の延伸に資する新たな余熱利用施設を整備します。				

No. 14	事業名 老人福祉施設等施設建設補助事業			本年度当初予算額	784,349 千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/介護保険課				
年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
当初予算額	510,810 千円	1,462,341 千円	1,746,710 千円	1,673,948 千円	1,962,124 千円
予算現額	493,520 千円	1,485,400 千円	1,757,388 千円	1,594,083 千円	2,181,127 千円
決算額		1,452,838 千円	1,757,388 千円	1,582,236 千円	2,163,668 千円
事業内容	老人福祉施設等について、施設設置者の負担軽減を図り、社会福祉法人等の積極的な整備意欲を喚起し、介護基盤の整備を推進するため、建設費用等の整備費の一部を補助します。				

令和3年3月15日	参考資料
令和2年度第3回	
さいたま市社会福祉審議会	
高齢者福祉専門分科会	

○さいたま市社会福祉審議会条例<抜粋>

平成15年3月14日

条例第12号

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会議)

第8条 委員長（専門分科会長）は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第9条 法第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項の規定により、審議会に民生委員審査専門分科会及び障害者福祉専門分科会並びに高齢者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、児童虐待検証専門分科会及び特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会を置く。

- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
- 5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審議会は、専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。

(準用)

第11条 第8条の規定は、専門分科会及び審査部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは、「専門分科会にあつては専門分科会長、審査部会にあつては審査部会長」と読み替えるものとする。